

【名取市税よもやまばなし・第36回】

今回は、【個人市民税・県民税のよくある質問】のお話です。

タックス君： 友達が今年2月に名取市外に引っ越したのに6月に名取市から個人市民税・県民税の納税通知書が届いたんだって。どういう仕組みなのかな？

税子さん： 1月1日に名取市に住んでいたのかしら？

タックス君： うん！引っ越し先の市町村からも納税通知書が届いたらどうしようって心配しているんだ。

税子さん： 市民税・県民税は、毎年1月1日に住んでいる市町村で、前年中の所得に対して課税されるのよ。今年の1月1日に名取市に住んでいた人は、1月2日以降にほかの市町村に転出した場合でも、その年度の市民税・県民税は、名取市に納めることになっているのよ。だからタックス君のお友達が引っ越し先の市町村から課税されることはないわ。

タックス君： なるほど。友達に教えてあげなきゃ！

税子さん： その他の市民税・県民税のよくある質問は名取市ホームページに載っているわ。詳しくはこちらを見てね。

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1539.html>

(個人市民税・県民税のよくある質問)

このページに関するお問い合わせ先

問

名取市総務部税務課市民税係

電話 022-724-7114